報道機関の皆さんへお知らせ

報道発表資料の配付日時　11月6日（木）15時00分

標　　題	インフルエンザ警報の発令について
日　　時	令和7年(2025年)11月6日(木)　15時00分
場　　所	
内　　容	八雲保健所管内におけるインフルエンザ患者の報告数が、警報の発令基準以上となったため、別紙のとおりインフルエンザ警報を発令しましたので、お知らせします。
取材に当たってのお願い	外出後の手洗いうがいや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザ感染予防対策の呼びかけをお願いいたします。
他のクラブとの関係	
連　絡　先	北海道八雲保健所（北海道渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室） 健康推進課長　小練　美由紀 TEL　0137-63-2168

配布形式　電子■・紙□　　渡島総合振興局　　ＨＰ掲載　有■・無□

インフルエンザ警報の発令について

令和７年11月６日（木）15時00分

北海道八雲保健所
電 話：0137-63-2168

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和７年第44週（令和７年10月27日～令和７年11月２日）において、八雲保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報の発令基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

1　定点医療機関あたりの患者報告数（第44週速報値）

区 分	八雲保健所	全　道	全　国
定点あたり患者数(人)	40.33	集計中	集計中

2　対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になることができます。

3　参考

（1）　インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】注意報：１定点医療機関あたりの患者報告数が１週間で10人以上となった場合
警　報：１定点医療機関あたりの患者報告数が１週間で30人以上となった場合
※警報発令後は１定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

（2）　直近５週間における定点医療機関あたりの患者報告数（単位：人）

	第40週 (9/29～10/5)	第41週 (10/6～10/12)	第42週 (10/13～10/19)	第43週 (10/20～10/26)	第44週 (10/27～11/2)
八雲保健所	0.00	0.33	1.00	11.33	40.33 ※
全　道	0.80	2.10	3.29	8.43	集計中
全　国	1.56	2.36	3.26	6.29	集計中

※第44週の患者報告数は速報値。